

袖ヶ浦市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定により、
住民監査請求に係る監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和7年7月24日

袖ヶ浦市監査委員 阿 津 光 夫

袖ヶ浦市監査委員 佐 藤 麗 子

1 請求人

住 所 神奈川県高座郡寒川町

氏 名

2 請求年月日

令和7年6月2日

3 請求内容

請求人が主張する事実の要旨及び措置要求は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

生活保護受給中に死亡した請求人の母の死亡届について、請求人が死亡届を持参し袖ヶ浦市地域福祉課職員と相談していた際に、別の職員が、市で処理をするとして死亡届を持ち去った結果、第三者の家屋管理人が死亡届の届出人となった。死亡後の多岐にわたる手続きを行い、相続放棄の意思もない正当な相続人である請求人が、死亡届の届出人から排除されていることは、市職員の手続違反に起因するものである。

(2) 措置要求の内容

死亡届は公文書であり、正確性と適法性が強く求められるものである。市職員の行為は手続違反であり、遺族である請求人への説明責任も果たされていないため、是正を求める。

4 請求書の要件審査

(1) 住民要件について

住民監査請求制度は、地方自治法第242条第1項の規定により、当該地方公共団体の住民に認められた制度である。このことから、住民監査請求の請求人は、請求時から当該請求に基づく監査の結果決定時までの間、引き続き当該地方公共団体に住民票を有していなければならないものと解される。

しかしながら、監査委員の職権調査によれば、請求人は本件請求時から本市に住民票を有しておらず、監査請求の要件を満たしていない。

(2) 住民監査請求の対象について

住民監査請求の対象となるものは、地方自治法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員による、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しく

は処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実といった財務会計上の行為又は怠る事実に限られるものである。

しかしながら、本請求の要旨の内容はいずれも財務会計上の行為又は怠る事実に当てはまらないものであり、監査請求の要件を満たしていない。

5 監査委員の判断

本件監査請求は、地方自治法第242条第1項に規定する請求の要件を欠く不適法なものと判断しました。